

企画競争実施の公示

令和 6 年 9 月 13 日
国土交通省北海道運輸局観光部長 村上 浩之

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

『Trailblazer Kids』北海道認定ATガイドによるガイド人材裾野拡大事業
「北海道アドベンチャートラベルガイド」と大学生が協力し、北海道の子ども達が安全にATに参加できるような、満足度の高いプログラムを造成・実施する。ATの実践が子供達の地域理解と愛着の向上に寄与するか、職業選択におけるATガイドの志向性を向上させ得るかを検証する。

(2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限 令和 7 年 3 月 17 日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)
- (3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

3. 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課 担当: 小池 山田
TEL: 011-290-2700 E-Mail: hkt-atteam@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書及び仕様書等の交付期間

令和 6 年 9 月 13 日から 令和 6 年 10 月 4 日まで、
説明書及び仕様書等の交付を希望する方は、(1)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

(3) 企画提案書等の提出期限及び方法

令和 6 年 10 月 4 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。
原則として、電子メールにより提出すること。

※ メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

(4) 説明会の有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はありません。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

(6) 事業者の決定

令和 6 年 10 月 11 日(予定)

4. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。
- (4) その他の詳細は説明書による。

『Trailblazer Kids』

北海道認定 AT ガイドによるガイド人材裾野拡大事業

仕様書（案）

1 概要

1. 1 事業目的

2023年9月、北海道札幌市を中心に、アドベンチャートラベル（以下「AT」という。）の世界最大の商談会であるアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（以下、「ATWS2023」という。）が開催され、世界64の国と地域から約770人のAT関係者が参加し好評を得ることができた。またATWS2023にあわせて催行したツアーへの評価も高く、会期終了後のアンケートにおいてもAT旅行地としての日本に期待する声が寄せられており、今後、日本におけるATの需要が一層高まっていくことが期待される。

一方で、アンケートやATWS主催団体であるアドベンチャー・トラベル・トレード・アソシエーション（ATTA）からの評価では、「アクティビティ」×「英語」×「地域の文化・歴史・自然に関する解説力」を兼ね備えた、質の高いATガイドの不足が課題であると指摘されている。ATを志向する観光客の傾向として、旅行を通じて自分自身の変化や視野の拡大、学び等を得ることを目的としており、個々のコンテンツの質の高さは当然として、旅行者それぞれの興味・関心に応じた解説やストーリー性のある滞在プランの構築など、高い対応力のガイドを求めていることが挙げられている。また、ガイドへの評価はツアー全体の満足度に直結するため、質の高いATガイド人材の継続的な確保・育成が重要であり、職業としてのATガイドの認知度向上にむけた取組が重要である。

そのため本事業では、日本唯一の知事認定制度である「北海道アドベンチャートラベルガイド」と観光業界を志望する大学生が協力し、今後の地域社会の担い手である北海道内の子ども達が安全にATに参加できるような、満足度の高いプログラムを造成・実施する。

このプログラムを通じてATを体験することで、自分たちの住む北海道の豊かな自然や多様な文化の魅力に触れてもらうと共に、ATガイドという職業を知ってもらい、ATの実践が子供達の地域理解と愛着の向上に寄与するか、職業選択におけるATガイドの志向性を向上させ得るかを検証する。

1. 2 業務の内容

(1) 子ども×AT体験プログラムの造成・実施

【実施場所】 北海道内

【対象者】 北海道在住の小学生

【想定対象人数】 小学生10名以上

【実施時期】 令和6年12月～令和7年2月

【実施期間】 3泊4日程度

【留意事項】

- ・プログラム案を提案すること。
- ・プログラムは屋外を想定し時節を考慮した内容を造成すること。
- ・悪天候時の代替プログラムを策定すること。
- ・プログラムの中にワークショップも含むこと。
- ・プログラムは、単なる自然体験学習ではなくATの5つの体験価値『今までにないユニークな体

験』『自己変革』『健康であること』『挑戦』『ローインパクト』を取り入れた上で、子どもが達成感を得られるような内容を、知見を有する者を加えて多様な視点から丁寧に検討すること。

- ・本プログラム実施にかかる企画、手配及び運営を行うこと。
- ・プログラム実施時の宿泊、食事及び交通手段の確保等の一切の手配を行うこと。
- ・参加する小学生は地元の魅力を発見してもらうため、実施場所近郊を中心に北海道在住の小学生とし、男女比に大きな偏りがないように努めること。
- ・ATガイドや観光業について学ぶ意欲がある大学生を、ATガイドの補助として準備段階から参画させること。
- ・健康への配慮、安全対策を万全にすること。
- ・プログラム実施中に万が一事故などがあった場合に備えて、参加者を対象とした旅行傷害賠償責任保険に加入させること。
- ・緊急時に備え、各種対応を執ることができる体制を整備し、緊急時連絡先一覧表を作成すること。
- ・実施中の宿泊費・食費については事業費で負担し、実施場所までの往復交通費は参加者負担とする。

(2) 参加者へのノベルティ等の製作

①ピンバッジの製作

②キッズパスポートの製作

③修了証の製作

【留意事項】

- ・ピンバッジについては、記念に残るように真鍮製等錆びにくく見た目も美しい長期間使用可能な素材とし、経年劣化が少なく耐久性があるものを提案・製作すること。
- ・キッズパスポートは、本プログラムの参加者がプログラム中に実施又は達成したATの5つの体験価値等を、その証として記録するものを想定しており、記念に残るよう経年劣化が少なく耐久性がある素材とし、デザインおよび本プログラム中の活用法も含めて提案すること。
- ・修了証は、参加者がプログラム全日程を無事に実施したことを証するものを想定し、文案、デザイン等を提案し、制作すること。
- ・製作するグッズには、アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会が製作した北海道ATロゴマークと「Trailblazer Kids」の文字を組み合わせたデザインを入れることとする。
- ・デザイン製作にあたっては、別に定められた「北海道ATロゴマーク使用規約」および「北海道ATロゴマークデザインマニュアル」を遵守すること。
- ・各制作物は、必要に応じてスタッフ等も含めて行き渡るよう制作するとともに、小学生に渡すことを考慮し一定の予備を用意すること。
- ・具体的な仕様については運輸局と協議の上決定すること。

(3) アンケートおよびヒアリング

- ・参加者及びその保護者、ガイドを補助する大学生に対しアンケート等を行い、以下の点について把握、検証すること。

①本プログラムの満足度や課題

②本プログラムを通じた、旅行や野外活動、地域理解に関する態度変容

③ATガイドに対する認知度と職業選択に関する態度変容。

- ・プログラム実施中、本プログラムを実施する AT ガイド及び補助する大学生を対象とする振り返りの機会を設け、プログラムに関する課題の掘り起こしを行い、改善策を検討すること。
- ・補助する大学生に、AT ガイド等を職業として選択する際の課題、課題解消に向けた提案等をヒアリングすること

2 企画提案に関する留意事項

本留意事項については必ず企画提案書に含めること。

(1) 企画提案項目

- ・業務内容に関する具体的な企画案(日時・場所・参加者の募集方法・プログラム概要等)、過去に類似事業を実施した実績。
- ・業務の進め方、業務実施体制および円滑な運営のための施策。
- ・製作するグッズの素材・大きさ・デザイン案等。
- ・参考見積、再委託等の有無。
- ・実施内容以外の付加価値となるような内容・工夫があれば積極的に企画に含めること。

(2) 北海道運輸局との協議

北海道運輸局と十分に協議を行いながら事業を進め、指示に従うこと。

(3) 情報共有

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。

(4) 業務遂行

- ・本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は北海道運輸局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとする。
- ・作業方針、内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議し対処すること。

(5) 再委託

- ・再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の承認を得ることとし、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- ・業務の主たる部分（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等）は再委託を行うことはできない。

(6) 資料、成果品等の作成

- ・本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel 等、北海道運輸局において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取り扱いに注意を要するものについては、都度確認を行い、必要に応じて許可等を得ること。
- ・製作にあたり、第三者が権利を有する動画・画像等を使用する際には、成果品の使用用途をふまえ第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担と責任は、全て受注者が負うこととする。
- ・本契約により製作された製作物の著作権、所有権は北海道運輸局に帰属することとする。

3 成果目標と成果指数

(1) プログラム造成・実施数 1本

参加する小学生の人数 10名以上

参加する大学生の人数 男1名、女1名以上

(2) 小学生等へのアンケート回収件数 10件以上

本プログラムに関して満足したとする回答 5割以上

旅行や野外活動に関する好意的な回答 5割以上

ATガイドへの興味が増したとする回答 5割以上

(3) 今後のガイド人材確保に向けた効果的な施策の提案

ATガイド、大学生および保護者からの感想および提言 10件以上

4 履行期限

令和7年3月17日（月）

5 成果品

・事業報告書（A4判、カラー、簡易製本） 3部

・事業実施報告書概要版（A4判1枚） 3部

・事業実施報告書、事業概要等に係る電子データ（CDまたはDVD） 3枚

6 事業実施報告及び成果物の提出期限

令和7年3月17日（月）

7 事業実施報告書及び成果物の提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階

国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課

8 監督職員

国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課専門官

『Trailblazer Kids』北海道認定ATガイドによるガイド人材裾野拡大事業

説明書

1. 業務概要

- (1) 業務内容 別紙「仕様書」による
- (2) 履行期限 令和 7 年 3 月 17 日

2. 企画提案書作成

- (1) 提出書面 : 日本産業規格A4縦版、横書き、左綴じを基本とする。
- (2) 企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則、認めないこととする。
- (3) 提出期限までに担当部局に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。
- (5) 企画提案書は具体的かつ簡素に示し、「5. (1) 審査項目と審査基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。また、以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 事業全体のスケジュール
 - ② 本事業の実施体制(人員・経験等)
 - ③ 概算見積内訳(各種経費のうち、国外において支出が発生する場合には当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること)
 - ④ 会社概要(直近の事業報告書及び定款を各1部添付して下さい。なお、令和6年度中に当部が企画書を募集した他の事業において、すでに事業報告書及び定款を提出した場合にあっては、添付の必要はありません。)
 - ⑤ 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)を有すること(資格審査結果通知書の複写を1部添付して下さい。なお、令和6年度中に当部が企画書を募集した他の事業において、すでに資格審査結果通知書の複写を提出した場合にあっては、添付の必要はありません。)

3. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」の提出

別紙様式①「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」又は別紙様式②「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」(平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定)第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)を記載のうえ提出すること。

4. 企画提案書等の提出期限及び方法

- (1) 提出期限
令和 6 年 10 月 4 日 17 時 00 分 必着
- (2) 提出方法
原則として、電子メールにより提出すること。
※メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。
- (3) 提出先
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課 担当: 小池 山田
E-Mail: hkt-atteam@gxb.mlit.go.jp
TEL: 011-290-2700

5. 企画提案書の審査

(1) 審査項目と審査基準

① 事業内容関係

- 1) 業務内容の理解度 : 提案している内容が、仕様書に記載された業務内容を網羅したものとなっているか。
- 2) 提案内容の具体性 : 事業の構成が具体的で、履行可能な内容となっているか。積算された見積金額が妥当なものとなっているか。
- 3) 提案内容の独創性 : 独自の発想に基づく提案となっているか。より一層の効果が期待できる提案となっているか。
- 4) 業務実施の確実性 : 業務を安定的に遂行するために適した業務体制(人員等)、スケジュールとなっているか。協力会社、再委託予定先、連携先との関係は明確になっているか。

② ワーク・ライフ・バランスを推進する企業関係

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、次の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人を含む)であるか

- 1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定
- 2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定
- 3) 次世代育成支援対策推進法第13条の認定
- 4) 青少年の雇用の促進等に関する法律第12条の認定
- 5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

(2) 審査方法

- ① 各審査委員が企画提案書ごとに各審査項目について1点から12点までの間で評価を付し、一審査員の合計点数は40点満点とする。
- ② ワーク・ライフ・バランス等推進企業については、①に別表による加点を行う。
- ③ 各審査委員による採点の合計点の平均点が25点以上で、かつ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の加点後の総合計点が最も高い者を、企画競争を経たうえで随意契約を締結する者として特定する。
- ④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の加点後の総合計点が、最も高い者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。
なお、企画提案書審査の結果、第2位の企画提案書の総合計点が、第1位の企画提案書の総合計点の95%の数値(小数点第2位を四捨五入)を超える場合は、上位2者による決定のための採点を行うことができる。

6. 企画提案書等に係る質問

(1) 受付窓口

4(3)に同じ

(2) 質問受付期間及び方法

令和 6 年 9 月 13 日から 令和 6 年 10 月 4 日の間の
平日、午前9:00から午後5:00まで
4. (3)に記載のメールアドレスへのEメール

(3) 回答日時及び方法

適宜、電子メール等にて回答する

(4) 受け付けない項目

- ① 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ② 積算に関する内容

7. 書類等の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る
8. 契約書の作成
要
9. 支払い条件
本業務完了後、検査職員により業務完了検査を行ない合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。
10. 概算予算額
3,000 千円(消費税込み)
11. その他
 - (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
 - (2) 暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。
 - (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
 - (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
 - (5) 企画提案書が特定された場合には、当局と十分協議を行いながら事業を進めることとするが、採用された企画提案書の内容については、事業実施の際に変更する場合がある。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求められるものとする。
 - (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
 - (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
 - (8) 企画提案書を提出した者のうち企画提案書を特定しなかった者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
 - (9) 本業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいうものとする。
 - (10) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合は速やかに申し出ること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

『Trailblazer Kids』北海道認定ATガイドによるガイド人材裾野拡大事業

※下記の1～3項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業者行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写しを添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙様式②の様式を使用すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定3段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定2段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定1段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定(令和4年4月1日以降の基準)」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定(平成29年3月31日までの基準)」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称(法人番号)

代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

『Trailblazer Kids』北海道認定ATガイドによるガイド人材裾野拡大事業

（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」
第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※下記の1～3項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書）の写しを添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定に相当している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定3段階目に相当しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定2段階目に認定しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定1段階目に認定しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準）」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

ワーク・ライフバランス等推進企業に係る配点表

『Trailblazer Kids』北海道認定ATガイドによるガイド人材裾野拡大事業

| 評価項目 | 認定等の区分 ※1 | | 配点 (単位：%) | |
|------------------------|---|--------------------------------------|--------------|---|
| ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | 女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等 | プラチナ えるぼし ※2 | 最大5% ※1 | 5 |
| | | えるぼし 3段階目 ※3 | | 4 |
| | | えるぼし 2段階目 ※3 | | 3 |
| | | えるぼし 1段階目 ※3 | | 2 |
| | | 行動計画 ※4 | | 1 |
| | 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業) | プラチナくるみん ※5 | | 5 |
| | | くるみん(令和4年4月1日以降の基準) ※6 | 3 | |
| | | くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) ※7 | 3 | |
| | | トライくるみん ※8 | 3 | |
| | | くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※9 | 2 | |
| | 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業) | | 4 | |

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)]第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※10の認定を除く。)
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定
- ※10 原則として上記認定等の全てを加点対象とする(※1のとおり複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点)。
- ※11 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて加点する。

令和6年4月

各 位

北海道運輸局 観光部 観光企画課

あらゆる契約からの暴力団排除の推進について

この度、国土交通省が行う公共事業等の契約において暴力団排除を徹底するため、別添「暴力団排除に関する誓約事項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を定めております。

企画提案書の提出をもって誓約及び同意したものとしますので、記載内容ご確認の上、参加願います。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

暴力団排除に関する特約条項

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき。
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 七 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第六号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 八 受注者が、第一号から第六号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第七号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。